



目 次	ページ
規 則	
◎高知県行政不服審査会規則	1
◎附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領	2
高知県教育委員会訓令	
◎高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員対応要領	4
高知県公安委員会告示	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱	4

規 則

高知県行政不服審査会規則をここに公布する。
平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第16号
高知県行政不服審査会規則
(趣旨)

第1条 この規則は、高知県行政不服審査会条例（平成27年高知県条例第67号）第1条の規定に基づき設置する高知県行政不服審査会（次条において「審査会」という。）の運営に関し、同条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。（書記）

第2条 審査会に書記若干人を置く。

2 書記は、高知県総務部法務課の職員のうちから、知事が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受け、審査会の庶務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第17号

附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

公益認定等審議会の委員及び専門委員

」

を

公益認定等審議会の委員及び専門委員
行政不服審査会の委員及び専門委員

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第18号

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員駐車場	職員駐車場の利用料の額
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県立高知追手前高等学校	2,000円
県庁西庁舎（高知県中央西県税事務所に限る。） において勤務する職員等の職員駐車場	1,500円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県衛生研究所 高知県立高知工業高等学校 高知県立高知丸の内高等学校 高知県立高知 小津高等学校 高知県立盲学校 高知県警察本 部	1,000円
県庁本庁舎、西庁舎（高知県中央西県税事務所を 除く。）及び北庁舎において勤務する職員等の職 員駐車場	1,000円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県立療育福祉センター 高知県中央西農業 振興センター高知農業改良普及所 高知県高知 土木事務所 高知県立図書館 高知県立高知北 高等学校 高知県立高知西高等学校 高知県立 高知江の口養護学校 高知県立高知ろう学校 高知県立高知若草養護学校子鹿園分校 高知県 立日高養護学校高知みかづき分校 高知県土佐 警察署の警察庁舎	500円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県土木部公園下水道課課員駐在所 高知県 安芸福祉保健所 高知県中央東福祉保健所 高 知県安芸土木事務所室戸事務所 高知県中央東 土木事務所 高知県中央西土木事務所 高知県 須崎土木事務所 高知県幡多土木事務所 高知 県教育センター 高知県中部教育事務所 高知 県心の教育センター 高知県立山田高等学校 高知県立高知農業高等学校 高知県立高知東工 業高等学校 高知県立岡豊高等学校 高知県立 高知東高等学校 高知県立高知南高等学校 高 知県立高岡高等学校 高知県立高知若草養護学 校国立高知病院分校 高知県警察本部交通部運	500円

転免許センター 高知県高知東警察署 高知県安芸警察署 高知県南国警察署香美警察庁舎 高知県土佐警察署 高知県中村警察署 高知県中村警察署清水警察庁舎	
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県幡多福祉保健所 高知県中央児童相談所 高知県幡多児童相談所 高知県立紙産業技術センター 高知県環境研究センター 高知県立伊野商業高等学校 高知県南国警察署 高知県窪川警察署 高知県宿毛警察署	400円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県立希望が丘学園 高知県立高知高等技術学校 高知県中央西土木事務所越知事務所 高知県幡多土木事務所宿毛事務所 高知県幡多土木事務所土佐清水事務所 高知県立安芸高等学校 高知県立春野高等学校 高知県立佐川高等学校 高知県立禰原高等学校 高知県立幡多農業高等学校 高知県立中村高等学校 高知県立宿毛高等学校 高知県立山田養護学校 高知県高知東警察署本山警察庁舎 高知県室戸警察署 高知県南国警察署香南警察庁舎	300円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県中央西福祉保健所 高知県計量検定所 高知県工業技術センター 高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所 高知県中央西農業振興センター 高知県須崎農業振興センター 高知県須崎農業振興センター高南農業改良普及所 高知県立農業大学校 高知県西部家畜保健衛生所高南支所 高知県西部家畜保健衛生所禰原支所 高知県須崎土木事務所四万十町事務所 高知県立幡多青少年の家 高知県立室戸高等学校 高知県立安芸桜ヶ丘高等学校 高知県立嶺北高等学校 高知県立須崎工業高等学校 高知県立須崎高等学校 高知県立大方高等学校 高知県立宿毛工業高等学校 高知県立高知若草養護学校 高知県立中村特別支援学校 高知県佐川警察署	200円
次の県の庁舎に係る管理者が管理する職員駐車場 高知県消防学校 高知県立幡多看護専門学校 高知県立足摺海洋館 高知県立中村高等技術学校 高知県中央東農業振興センター 高知県中	100円

央西農業振興センター高吾農業改良普及所 高知県農業技術センター 高知県農業技術センター果樹試験場 高知県農業技術センター茶業試験場 高知県立農業大学校佐川分室 高知県立農業担い手育成センター 高知県畜産試験場 高知県中央家畜保健衛生所田野支所 高知県西部家畜保健衛生所 高知県立森林技術センター 高知県内水面漁業センター 高知県水産試験場 高知県宿毛漁業指導所 高知県安芸土木事務所和食ダム建設事務所 高知県中央東土木事務所本山事務所 高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所 高知県立青少年センター 高知県立中芸高等学校 高知県立城山高等学校 高知県立高知追手前高等学校吾北分校 高知県立高知海洋高等学校 高知県立窪川高等学校 高知県立四万十高等学校 高知県立中村高等学校西土佐分校 高知県立清水高等学校 高知県立日高養護学校 高知県警察本部交通部交通機動隊 高知県須崎警察署

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の規定により納付すべき職員駐車場の利用料については、なお従前の例による。

訓 令
議 会 訓 令
教 育 委 員 会 訓 令
警 察 本 部 訓 令
監 査 委 員 訓 令
人 事 委 員 会 訓 令

高知県訓令第4号

高知県議会訓令第1号

高知県教育委員会訓令第9号

高知県警察本部訓令第18号

高知県監査委員訓令第2号

高知県人事委員会訓令第3号

本 庁
 各 出 先 機 関
 勞 働 委 員 会 事 務 局
 収 用 委 員 会 事 務 局
 議 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所
 各 教 育 機 関
 警 察 本 部
 警 察 署
 監 査 委 員 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を次のように定める。

平成28年4月1日

高知県知事 尾崎 正直
 高知県議会議長 武石 利彦
 高知県教育長 田村 壯児
 高知県警察本部長 上野 正史
 高知県代表監査委員 田中 克典
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第6条第1項の規定により定められた障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、知事部局、議会事務局、教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）、警察本部（警察学校を含む。）及び警察署並びに行政委員会（教育委員会及び公安委員会を除く。）事務局に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。）が適切に対応するため必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 法第7条第1項の規定に基づき、職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害がない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害がある人（障害がある者であって、障害及び社会的障壁（法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。次条において同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、知事が別に定める留意事項に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第3条 法第7条第2項の規定に基づき、職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害がある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害がある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害がある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（次条第1項において「合理的配慮」という。）をしなければならない。これに当たり、職員は、知事が別に定める留意事項に留意するものとする。

（管理職員の責務）

第4条 管理職員（管理職手当の支給を受ける職にある職員をいう。以下同じ。）は、前2条に定める事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- （1） 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- （2） 障害がある人等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- （3） 合理的配慮の必要性が確認された場合は、所属職員に対し、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 管理職員は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（相談体制の整備）

第5条 職員から障害を理由とする差別を受けた人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、別表に定める相談窓口を設置するものとする。

2 前項の相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障害がある人が他の者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

（研修及び啓発）

第6条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対し障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、新たに管理職員となった者に対し障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるため、それぞれ研修を実施するものとする。

3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害がある人に適切に対応するため必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

相談窓口

機関	部署	担当
知事部局及び行政委員会（教育委員会及び公安委員会を除く。）事務局	総務部行政管理課 総務部人事課 地域福祉部障害保健福祉課 相談等に係る事案が発生した所属が属する知事部局の主管課	課長補佐の職にある者
議会事務局	議会事務局総務課	
教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）	教育委員会事務局教育政策課 教育委員会事務局特別支援教育課	
警察本部（警察学校を含む。）及び警察署	警察本部警務部県民支援相談課	

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第10号

教育委員会事務局
各 県 立 学 校

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立学校職員対応要領を次のように定める。

平成28年4月1日

高知県教育長 田村 壮児

高知県障害を理由とする差別の解消の推進に関する県立
学校職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第6条第1項の規定により定められた障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、県立学校の教職員（臨時的任用教職員、非常勤教職員及び外国語指導助手を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するため必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 法第7条第1項の規定に基づき、教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害がない人と不当な差別的取扱いをすることにより、障害がある人（障害がある者であって、障害及び社会的障壁（法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。次条において同じ。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、教育長が別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 法第7条第2項の規定に基づき、教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害がある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害がある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害がある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（次条第1項において「合理的配慮」という。）をしなければならない。これに当たり、教職員は、教育長が別に定める留意事項に留意するものとする。

(管理職員の責務)

第4条 管理職員（校長、副校長、教頭及び事務長をいう。以下同じ。）は、前2条に定める事項に関し、障害を理由とする差

別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
 - (2) 障害がある人等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
 - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合は、所属教職員に対し、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 管理職員は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制の整備)

第5条 教育委員会は、教職員から障害を理由とする差別を受けた人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、県立学校に相談窓口を設置するものとする。

2 前項の相談窓口は、副校長又は教頭、特別支援教育学校コーディネーター（特別支援教育を推進するために県立学校に配置された教員で、関係者との連絡調整、保護者に対する相談窓口等の役割を担うものをいう。）及びこれらの者以外の所属教職員の中から校長があらかじめ指名した者により構成するものとし、その責任者には、副校長又は教頭を充てる。

3 第1項の相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障害がある人が他の者とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

(研修及び啓発)

第6条 校長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、所属教職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 教育委員会は、新たに教職員となった者に対し障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるため、新たに管理職員となった者に対し障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるため、それぞれ研修を実施するものとする。

3 教育委員会は、教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害がある人に適切に対応するため必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

公安委員会告示-----
高知県公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指導委員を委嘱する。

なお、この委嘱期間は、平成30年3月31日までとする。

平成28年4月1日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

氏名	連絡先	活動区域
横山 明	高知県高知警察署生活安全課 電話番号088-822-0110（代表）	高知地区
中越 利夫		
岡林 速		
宮本 悟	高知県安芸警察署刑事生活安全課 電話番号0887-34-0110（代表）	安芸地区
伊藤 智		
門田 窈一	高知県南国警察署生活安全課 電話番号088-863-0110（代表）	南国地区
山本三四子		
柳本 勇雄	高知県須崎警察署刑事生活安全課 電話番号0889-42-0110（代表）	須崎地区
西川 明美		
西内 燦夫	高知県中村警察署刑事生活安全課 電話番号0880-34-0110（代表）	中村地区
刈谷 隆子		

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 高知地区
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。）別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域とする。
- 2 安芸地区
条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。
- 3 南国地区
条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域とする。
- 4 須崎地区
条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域とする。

5 中村地区
条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域とする。